

知的財産訴訟の在り方について（その２）

- 証拠収集手続の機能強化（日本版ディスカバリー）に関する検討 -

（ 1 5 ・ 5 ・ 1 ）

【知的財産戦略大綱】

知的財産関連訴訟における侵害行為の立証の容易化を図るために、2005年度までに、知的財産関連訴訟の特性を踏まえた証拠収集手続の更なる機能強化について、証拠に関する憲法上の裁判公開原則の下での営業秘密の保護を含め、総合的な観点から検討を行い、所要の措置を講ずる。（司法制度改革推進本部，法務省，経済産業省）

第2回・第3回知的財産訴訟検討会での経済界からのヒアリングの結果

特許権など知的財産権侵害に係る証拠は被告側に偏在しており、原告が十分に把握することは困難であるため、訴訟対象物を明らかにする限度において、営業秘密であっても速やかに証拠収集し、侵害を確実に特定できるような制度改革を行うべき。

開示された営業秘密の適切な保護措置が必要であり、機密を保持するために守秘義務を課し、違反者に罰則を課す仕組みをつくるべき。

代理人に加え、当事者にも、守秘義務を課した上で営業秘密の開示を認めるべき。

インカメラ手続の強化，拡充をすべきである。

技術鑑定ができる専門家（専門委員等）にも営業機密資料の確認をさせるべき。

営業秘密を理由に証拠調べの非公開審理ができるようにするべき。

1 現状

(1) 現行法

現行日本法において、相手方にある証拠を収集する手続として規定されている主なものは次のとおりである。

文書提出命令

第6回知的財産訴訟検討会において配布の資料1の2頁以下参照。

調査嘱託

民事訴訟法には、文書送付嘱託の規定が置かれており、書証の申出は、送付を嘱託することによっても可能であるとされている。

民事訴訟法

(文書送付の嘱託)

第二百二十六条 書証の申出は、第二百十九条の規定にかかわらず、文書の所有者にその文書の送付を嘱託することを申し立ててすることができる。ただし、当事者が法令により文書の正本又は謄本の交付を求めることができる場合は、この限りでない。

[参照]

(書証の申出)

第二百十九条 書証の申出は、文書を提出し、又は文書の所有者にその提出を命ずることを申し立ててしなければならない。

当事者照会

民事訴訟法には、当事者照会の規定が置かれており、相手方に対して、主張又は立証を準備するために必要な事項について、書面で照会することができることとされている。

民事訴訟法

(当事者照会)

第六十三条

当事者は、訴訟の係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる。ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 具体的又は個別的でない照会
- 二 相手方を侮辱し、又は困惑させる照会
- 三 既にした照会と重複する照会
- 四 意見を求める照会
- 五 相手方が回答するために不相当な費用又は時間を要する照会
- 六 第九十六条又は第九十七条の規定により証言を拒絶することができる事項と同様の事項についての照会

検証物提示命令

検証によっても、証拠収集が可能である。

民事訴訟法

(検証の目的の提示等)

第二百三十二条 第二百十九条 [書証の申出], 第二百二十三条 [文書提出命令等], 第二百二十四条 [当事者が文書提出命令に従わない場合等の効果], 第二百二十六条 [文書送付の囑託] 及び第二百二十七条 [文書の留置] の規定は、検証の目的の提示又は送付について準用する。

2・3 略

証拠保全

訴え提起前にも利用可能な手続としては、証拠保全があり、あらかじめ証拠調べをしておかなければその証拠を使用することが困難となる事情があると認められる場合には、訴訟提起の前後を問わず、申立てにより証拠調べができることとされている。

民事訴訟法

(証拠保全)

第二百三十四条 裁判所は、あらかじめ証拠調べをしておかなければその証拠を使用することが困難となる事情があると認めるときは、申立てにより、この章の規定に従い、証拠調べをすることができる。

(注) 弁護士法第23条の2

弁護士法第23条の2は、弁護士は、所属弁護士会に対し公私の団体等に対して、必要な事項の報告を求めることを申し出ることができることとされている。

弁護士法

(報告の請求)

第二十三条の二 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があつた場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。

2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(2) 民事訴訟法等の一部を改正する法律案要綱

民事訴訟法等の一部を改正する法律案要綱においては、提訴予告通知をすることにより、訴え提起前における照会、訴えの提起前における証拠収集のための処分ができることとされている。具体的には、訴えを提起しようとする者が、訴えの被告となるべき者に対して、提起を予告する提訴予告通知をした場合に、訴えの提起前における照会と訴え提起前における証拠収集のための処分(文書等の送付囑託、調査囑託など)をすることができるとするものである。

第二 証拠収集等の手続の拡充

一 提訴予告通知

1 提訴予告通知の効果

訴えの提起をしようとする者は、当該訴えの被告となるべき者に対して当該訴えの提起を予告する旨の書面による通知（以下「提訴予告通知」という。）をした場合には、二以下の証拠収集等の手続を利用することができるものとする。提訴予告通知を受けた者（以下「被予告通知者」という。）が、提訴予告通知をした者（以下「予告通知者」という。）に対して書面で答弁の要旨の回答をした場合も、同様とするものとする。

2 提訴予告通知の書面等の記載事項

提訴予告通知の書面には、提起しようとする訴えに係る請求の要旨及び紛争の要点を記載しなければならないものとし、1の回答の書面には、請求の要旨及び紛争の要点に対する答弁の要旨を記載しなければならないものとする。

3 証拠収集等の手続を利用することができる期間

(一) 予告通知者又は1の回答をした者（以下「回答者」という。）が二の照会及び三1の処分の申立てをすることができる期間を、提訴予告通知がされた日から四月に限るものとする。ただし、当該期間を経過した後であっても、三1の処分の申立ては、申立人がした提訴予告通知又は1の回答の相手方である被予告通知者又は予告通知者（以下「相手方」という。）の同意があるときは、することができるものとする。

(二) 予告通知者は、既にした提訴予告通知と重複する提訴予告通知をすることはできないものとする。

二 訴えの提起前における照会

1 予告通知者又は回答者は、相手方に対し、訴えが提起された場合の主張又は立証を準備するために必要であることが明らかである事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができるものとする。ただし、照会が次のいずれかに該当するときは、この限りでないものとする。

(一) 第六十三条各号のいずれかに該当する照会

(二) 相手方又は第三者の私生活についての秘密に関する事項についての照会であって、これに回答することにより、その相手方又は第三者が社会生活を営むのに支障を生ずるおそれがあるもの

(三) 相手方又は第三者の営業秘密に関する事項についての照会

2 1(二)又は(三)の第三者の私生活についての秘密又は営業秘密に関する事項についての照会は、その第三者が当該照会に回答することを承諾した場合には、することができるものとする。

三 訴えの提起前における証拠収集のための処分

1 裁判所は、提訴予告通知に係る紛争について訴えが提起された場合の立証に必要である

ことが明らかであり、かつ、申立人がこれを自ら収集することが困難であると認められるものについて、予告通知者又は回答者の申立てにより、次に掲げる処分をすることができるものとする。ただし、証拠の収集に要すべき時間又は嘱託を受けるべき者の負担が不相当なものとなること等の事情により、相当でないとき、この限りでないものとする。

- (一) 文書（第二百三十一条に規定する物件を含む。）の送付を嘱託すること。
 - (二) 必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体に嘱託すること。
 - (三) 専門的な知識経験を有する者にその専門的な知識経験に基づく意見の陳述を嘱託すること。
 - (四) 執行官に対し、紛争に係る物の形状、占有関係その他の現況について調査を命ずること。
- 2 次の各号に掲げる処分の申立ては、それぞれ当該各号に定める地を管轄する地方裁判所にしなければならないものとする。
- 一 1(一)の処分の申立て 申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者の居所
 - 二 1(二)の処分の申立て 申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は調査の嘱託を受けるべき者の居所
 - 三 1(三)の処分の申立て 申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は意見の陳述が特定の物に係る場合の当該特定の物の所在地
 - 四 1(四)の処分の申立て 調査に係る物の所在地を管轄する地方裁判所
- 3 管轄違いの移送（第十六条参照）を除き、移送は認めないものとする。
- 4 裁判所が、1の処分の申立てについてこれを認める旨の裁判をするには、相手方の意見を聴かなければならないものとする。
- 5 1の処分の申立てについての裁判に対しては、不服を申し立てることができないものとする。
- 6 1の処分に関する記録の閲覧及び謄写等について、所要の規定の整備をするものとする。

(3) 外国法

各国の制度の詳細については、5月に予定されている知的財産訴訟外国法制研究会の発表を参照されたい。

(ア) アメリカ法

アメリカでは、相手方当事者の手持ち証拠を収集する手段として、連邦民事訴訟法規則に、次のような制度が設けられている。（別紙1参照）

ディスクローチャー（当然開示。disclosure）

- ・冒頭の当然開示

- ・ 専門家証言の当然開示
- ・ トライアル前の当然開示
ディスカバリー（請求開示。discovery）
- ・ 証言録取
- ・ 質問書
- ・ 文書提出及び土地立入り
- ・ 身体及び精神検査

（イ） イギリス法

イギリスでは，相手方の手持ち証拠を収集する手段として，民事訴訟規則及び通達に，次のような制度が設けられている。（別紙 1 参照）

- 更なる情報提供の要求
- 文書の開示及び閲覧
- 証言録取
- 証人に対する文書提出命令
- インジャンクション（injunction）

（ウ） ドイツ法

ドイツでは，相手方の手持ち証拠を収集する手段として，民事訴訟法や民法などに次のような制度が設けられている。（別紙 1 参照）

- 文書提出命令
- 独立的証拠調べ
- 実体法上の情報請求権

（エ） フランス法

フランスでは，民事訴訟法及び知的財産法典に，次のような制度が設けられている。（別紙 1 参照）

- 文書提出命令
- レフェレ
- 侵害物件の差押え (Saisie-contrefaçon)

2 現状に対し指摘されている問題点（各界の意見）

産業界からは，証拠収集手続を拡充すべきであるとの意見が寄せられている一方，アメリカのディスカバリー制度とは区別が必要である旨が主張されているところである。

現行手続は侵害された原告に不利，侵害した被告に有利。特許裁判における証拠収集手続等を

もっと充実させる。併せて、不正競争防止裁判（営業秘密）で営業秘密保護を充実させる。（第2回知的財産訴訟検討会・荒井委員提出資料）

本件の問題は、米国におけるディスカバリ制度との比較において論じられることが多い。勿論、このディスカバリ制度には欠点も多く、賛成する立場ではない。しかしながら、比較法的観点ではなく、訴訟実務の観点から、米国における原告の立場と日本における原告の立場を比較すると、あまりにも日本における原告の立場は弱すぎるといわざるを得ない。現在、知的財産分野における国際競争力の強化は、国家的要請であると認識している。この観点から、原告の立場を強化するために、上記のとおり、侵害物件の特定に限って証拠収集方法を拡充することと、それに伴う営業秘密の保護について、ここに強く要請いたします。（日本知的財産協会・2002年3月8日「特許侵害訴訟における証拠収集手続の拡充についての要望」）

司法制度改革審議会の審議における意見については、資料4（法制審議会民事・人事訴訟法部会資料）参照

3 検討

（1）検討の方向性

侵害訴訟における証拠収集手続はどうあるべきか

（2）具体的方策案

この点に関して、次の点をどのように考えるのか。

- ・意図されている証拠収集方法は、今般の改正を経た民事訴訟法（提訴予告通知、訴えの提起前における照会、訴えの提起前における証拠収集のための処分）に何を補うものなのか。
- ・第6回知的財産訴訟検討会での検討に係る証拠収集手続の拡充に加えてどのような制度が必要とされるか。
- ・以下の2つの考え方の対立についてどのように考えるか。
 - 「自己に有利であるか不利であるかに関わらず、手持ちの文書を相手方に開示し、閲覧させなくては正しい裁判はできない」との英米法的な考え方。
 - 「何人も自己に不利益な証拠を与える義務を課されない」との大陸法的な考え方。

これらを踏まえて、以下のような考え方があり得るかどうか。

証拠収集手段の範囲はどうあるべきか

- A 案 攻撃防御方法に関連する一切の証拠とする。
- B 案 主張されている侵害行為を立証するために必要な証拠に限定する。
- C 案 更に限定する。

A案 攻撃防御方法に関連する一切の証拠とする。

アメリカのディスカバリー（請求開示）の範囲に倣って、証拠収集の範囲をいずれかの当事者の攻撃防御方法に関連する一切の証拠とすることはどうか。

証拠収集の範囲が広範である結果、濫用の危険性を増大させることについては、どのように考えるか。証拠収集の範囲が広範である結果、十分な証拠収集が可能となることについては、どのように考えるか。

B案 主張されている侵害行為を立証するために必要な証拠に限定する。

証拠収集の範囲を、侵害行為を立証するために必要な証拠に限定することはどうか。

証拠収集の範囲が主張されている侵害行為に限定される結果、過度に濫用的にならないと考えられる点をどのように考えるか。損害額の立証や主張されている侵害行為に関連する行為など、他にも証拠収集が必要とされる範囲があることについてどのように考えるか。

被疑侵害者に一方的に不利な制度となることについてどのように考えるか。

C案 更に限定する。

証拠収集の範囲を、更に限定することはどうか。

どのような限定が相当か。侵害行為を特定するために用いるとすると、どのような限定が相当か。

証拠収集手段の方法はどうあるべきか

- A 案 訴訟提起前にも文書の提出の命令を申し立てられることとする。
- B 案 訴訟提起前に中立的な第三者である鑑定人又は執行官等による調査手続を設けることとする。
- C 案 訴訟提起前後において当事者照会制度を強化する。
- D 案 アメリカの制度を参考に、訴訟提起前に供述録取制度を導入する。
- E 案 アメリカのディスクロージャー制度を参考に、当然開示制度を導入する。
- F 案 文書提出義務の範囲を拡大する。
- G 案 今般の民事訴訟法改正による証拠収集手続等の拡充の効果等を検証する。

A案 訴訟提起前にも文書の提出の命令を申し立てられることとする。

文書の提出の命令を，訴訟提起前にも申し立てられることとすることはどうか。

文書の提出の命令の対象となりうる文書の範囲をどのようにするか。文書提出命令（民事訴訟法第220条）と同一の範囲でよいのか。さらに，侵害行為を立証する事項等に限定するのか。

その他の要件をどのように設定するか。例えば，裁判所の関与を必要的とするのか，アメリカのディスカバリー（請求開示）制度にならって，紛争が生じた場合のみとするのか。

訴訟提起前に文書の提出の命令を申し立てられるとすることによって，相手方の所持する文書について，十分な証拠を収集することができることについてどのように考えるか。

訴訟提起前に文書の提出の命令を申し立てられるとした場合に生じる当事者双方の負担や，裁判所の負担をどのように考えるか。紛争解決までに至る期間が，長期化すると指摘についてどのように考えるか。米国においても，多大な費用を要しているとの批判をどのように考えるか。

現行民事訴訟法においても，保全の必要性がある限り，訴え提起前の証拠保全としての文書取調べ手続の中で，文書提出命令を得ることが可能であるが，このこととの関係をどのように考えるか。

現行の証拠保全手続においては，鑑定，証人尋問等，これに応じなければ法律上の制裁が加えられるような証拠調手続も認められているが，これは，将来証拠を使用することが困難となる前に証拠調べを行わなければならないという要請があるのに対し，訴えの提起前の証拠収集手続に関しては，訴えの提起後の審理を円滑にするという要請があるにとどまることをどう考えるか。

濫用防止策をどうするのか。

B案 中立的な第三者である鑑定人又は執行官等による調査手続を設けることとする。

中立的な第三者である鑑定人又は執行官等による調査手続を導入し，相手方の支配下にある不動産内に立ち入り，被疑侵害物件・被疑侵害行為の現況の調査等を行えることとすることはどうか。

調査によって，相手方の支配下にある不動産内に存在するものに至るまで，十分な証拠を収集することができることについてどのように考えるか。

訴え提起前における証拠収集のための処分の一つとして新たに民事訴訟法を導入予定の執行官による調査等との関係をどのように考えるか。

利用の要件をどのように設定するか。裁判所の関与はどの程度必要か。

調査によって侵害される相手方当事者の利益，当事者の負担，裁判所の負担をどのように考えるか。紛争解決までに至る期間が，長期化するとの指摘についてどのように考えるか。

現行の証拠保全手続においては，鑑定，証人尋問等，これに応じなければ法律上の制裁が加えられるような証拠調手続も認められているが，これは，将来証拠を使用することが困難となる前に証拠調べを行わなければならないという要請があるのに対し，訴えの提起前の証拠収集手続に関しては，訴えの提起後の審理を円滑にするという要請があるにとどまることをどう考えるか。

訴え提起後については，どのように考えるか。

C案 当事者照会制度を強化する。

現行民事訴訟法の当事者照会制度及び改正が予定されている訴え提起前における照会について，応答しない場合の制裁を設けるなどの改正をすることはどうか。

新たに民事訴訟法に導入される制度が，未だその運用が定着する前で，その問題点が明らかにならない以前に改正をすることについてどのように考えるか。

当事者双方の負担，文書を提出する者の負担，裁判所の負担をどのように考えるか。紛争解決までに至る期間が，長期化するとの指摘についてどのように考えるか。

制裁を設けるとした場合，その内容（過料・真実擬制等）をどうするか。

平成8年の現行民事訴訟法の制定の際にも，当事者照会に応じない場合の制裁について議論され，(i) 裁判所からの囑託や捜査機関からの照会についても，これらに応じない場合につき，特に制裁は設けられていないことからすると，私人からの協力要請である当事者照会について，これに応じない場合に制裁を科すというのは行き過ぎではないかと考えられたこと，(ii) 制裁等を用意すると，制裁を科すべきかどうかを巡って訴訟審理が遅延するおそれがあること等を考慮して，制裁を設けないこととしたことについてどう考えるか。また，今般の民事訴訟法の改正に際しても，裁判所からの調査の囑託，文書の送付の囑託等についてもこれに応じなかった場合の制裁が特に設けられていないことの均衡等にかんがみ，制裁の導入についても検討すべきであるとの考え方が盛り込まれなかったことについて，どのように考えるか。

濫用防止策をどのようにするのか。

D案 アメリカの制度を参考に，訴訟提起前の供述録取制度を導入する。

アメリカの証言録取制度（deposition）を参考に，訴訟提起前に当事者や第三者を，両当事者・弁護士が，口頭で交互に尋問を行い，その内容を，公証人等によ

り書面等に記録する制度を設けることはどうか。

利用の要件をどのように設定するか。裁判所の関与はどの程度必要か。

供述録取制度によって生じる当事者双方の負担，供述を録取される者の負担をどのように考えるか。紛争解決までに至る期間が，長期化すると指摘についてどのように考えるか。米国においても，証言録取に多大な費用を要しているとの批判をどのように考えるか。

供述録取制度によって，相手方の人証に至るまで，十分な証拠を収集することができることについてどのように考えるか。

どのようにして供述を強制するのか。

このような供述録取のために，当事者や第三者の出頭を義務づけるには，裁判所が要件の有無を審査することが必要になるだろうが，裁判所が関与するのであれば，これを訴えの提起前に準備として行う意義が減殺される。裁判所が関与しないのであれば，合意によらざるを得ず，任意の手続であれば現在でも，いわゆる事実実験公正証書を利用することができる（公証人法第35条）ので，このような手続に対する実際上のニーズが明らかでないとの，今般の民事訴訟法改正に際しての指摘についてどう考えるか。

E案 アメリカのディスクロージャー制度を参考に，当然開示制度を導入する。

アメリカのディスクロージャー（当然開示）制度を参考に，当事者は，自らの請求原因を基礎付ける証拠等について，相手方の請求や裁判所の関与を待たずに，訴訟手続外で当然に開示をすることが義務付けられ，正当な理由なく開示をしなかった場合には，訴訟における当該証拠の提出の禁止などの制裁が課されることとするのはどうか。

当然開示を許す範囲をどのように考えるか。訴訟提起後に限るか，訴訟提起前にも認めるか。その他の要件をどのように設定するか。

アメリカでディスクロージャー（当然開示）制度が導入されるに至った要因である，ディスカバリー（請求開示）制度の濫用といった事情が我が国には存在しないことをどのように考えるか。

当事者双方の負担，文書を提出する者の負担，裁判所の負担をどのように考えるか。紛争解決までに至る期間が，長期化すると指摘についてどのように考えるか。

どのようにして開示を強制するのか。

F案 文書提出義務の範囲を拡大する。

第6回知的財産訴訟検討会で検討した文書提出義務の範囲の拡充をすることで足りるとすることはどうか。

詳細については、第6回知的財産訴訟検討会の資料1「侵害行為の立証の容易化のための方策に関する現状と課題」の論点（2～5頁）を参照。

G案 今般の民事訴訟法改正による証拠収集手続等の拡充の効果等を検証する。

今般の民事訴訟法改正で訴訟提起前の証拠収集手続等が相当程度拡充されたことにかんがみ、不足する点の有無・内容等を見極めるために、その効果・運用状況等を検証することとすることはどうか。

詳細については、前記1（2）を参照。

< 検討会における意見 >

はF案でよい。ただし証拠収集の困難さについての改善は必要。アメリカのディスカバリーは、早期和解のためのシステムと考えられる。日本では、裁判所の早期審理が進んでおり、適切な心証開示、和解が行われているので、アメリカ流の制度の導入は不要。ただし文書提出義務の拡充は相当程度必要。

実務上、裁判になる前に証拠を出させるまでは必要ないが照会させるなどの制度があったらいい。このような制度でその時点で相手がまいったという可能性がある。

どの案になるかわからない。強いて言うと、範囲が同じかどうかかわからないが、のA案になるのかもしれない。米国のディスクロージャーの導入はマイナス効果の方が大きい。

はF案、はB案がよい。

提訴前の文書提出命令は、イ号特定のためというイメージ。

A案をとった場合、提訴前には、訴状がないので請求原因がはっきりとせず、イ号物件が動きうると思うが、その中で強制的に文書を出させることについてどのように考えたらよいのか。

提訴予告通知の中で明らかにするとか、また出さなかったことについて何らかのサンクションを設ける等が考えられる。

日弁連では検討できていないが、アメリカのディスカバリーは不要。大方の意見は、民訴法改正の運用を見極めるというG案である。提訴後の文書提出命令の違反について、制裁を厳しくすべきという意見もある。

以上の結果、侵害訴訟における証拠収集手続の在り方については、今後さらに議論を続けることとなった。

諸外国における証拠収集手続の概要

アメリカ合衆国

ディスクロージャー(当然開示):相手方からの請求を待つまでもなく開示を行う開示。	
冒頭の当然開示 連邦民訴規則26(a)(1)	冒頭の当然開示は、当然に相手方から開示の要求があるはずの、自らの主張を支持する情報を有する人物、自らの主張を支持する情報を有する人物、自らの主張を支持する手持ちの文書等及び有体物、自らが賠償を請求する損害の明細およびその根拠となる文書等、判決に関して支払われる保険の契約書、といった情報について、相手方の請求を待つまでもなく開示する制度である。開示を正当な理由なく行わなかった者には、当該証拠をトリアル等で用いることが禁じられる、裁判所侮辱と見なされる等の制裁がある(不開示に対する制裁は、以下の各制度にほぼ共通である。)
専門家証言の当然開示 連邦民訴規則26(a)(2)	専門家証言の開示は、トリアルで証言する予定の専門家の情報を当然に開示するものである。この開示は原則として、トリアル期日の90日前までになされなければならない。
トリアル前の当然開示 連邦民訴規則26(a)(3)	トリアル前の当然開示は、当事者がトリアルで提出する予定の証人及び証拠に関する情報を、相手方及び裁判所に提示するものである。
ディスカバリー(請求開示):当事者からの請求により行う開示。秘匿特権とされていない当事者の攻撃又は防御に関する情報が対象となる。	
証言録取 連邦民訴規則27~32	証言録取には、訴訟提起前及び判決後の上訴時に、証拠保全のため裁判所の命令でおこなうものや、書面での質問に対して証言する形式のものもあるが、一般的なのは、訴訟開始後に、一方当事者が裁判所の命令を得るまでもなく、当事者や第三者を弁護士事務所等に証人として召喚し、宣誓させた上で、両当事者・弁護士が口頭で交互に尋問を行い、その内容を書面等に記録するというものである。
質問書 連邦民訴規則33	質問書は、一当事者が他の当事者に対して、裁判所の許可を得るまでもなく、書面で質問を送りつけ、回答を要求するものである。日本の民事訴訟法163条の当事者照会に該当する。
文書提出及び土地立入 連邦民訴規則34	文書提出・土地立入は、当事者や第三者に対して、裁判所の許可を得るまでもなく、保管している文書等の閲覧・複写を求め、またはその管理する土地・建物に立入り検証することを求めるものである。日本の民事訴訟法223条の文書提出命令に対応する。要求はある程度の具体性を必要とするが、必ずしも個別的に対象が特定されている必要はない。
身体及び精神検査 連邦民訴規則35	身体・精神検査は、当事者又は当事者の監護下にある者の身体・精神状態が争点になっており、かつ検査に正当な理由があるとして、裁判所が命じた場合にのみ、その者について行われる。

<p>自白要求 連邦民訴規則36</p>	<p>自白要求は、裁判所の許可を得るまでもなく、他の当事者に対して当該訴訟に関してのみ、事実、あるいは法への事実の適用、に関して自白することを要求するものである。</p>
--------------------------	---

イギリス

<p>更なる情報提供の要求 民訴規則18.1, 通達18</p>	<p>当事者は、自らの主張を準備するため又は相手方の主張を理解するため、対象事項を特定した書面を相手方に送達して、相手方からの情報提供を求めることができる。また、相手方から回答がない場合には、裁判所に対して、情報提供命令を申立てることができる。裁判所は、命令不遵守の場合の、主張の却下、裁判所侮辱などの制裁を同時に定めることができる。</p>
<p>文書の開示・閲覧 民訴規則31等</p>	<p>当事者は、自ら援用しようとする文書、自己の主張に不利な影響を与える文書、相手方の主張に不利な影響を与える文書、相手方の主張に有利な影響を及ぼす文書及び通達によって指示された文書について、個々の文書を特定したリストを作成して、相手方に送付する。開示を受けた当事者は、開示を受けた文書については、閲覧を請求でき、また謄写も可能である。当事者が理由なく開示を行わず、閲覧請求を拒絶した場合には、当該文書を援用できない、訴え自体が却下される、裁判所侮辱とされる等の制裁が科される。</p>
<p>証言録取 民訴規則34.8</p>	<p>審尋期日前に、裁判官等の前で相手方当事者又は第三者を対象とする証人尋問を行うという制度。アメリカのように情報収集のために多用されることはない。</p>
<p>証人に対する文書提出命令 民訴規則34.2, 34.3等</p>	<p>証人申請の際、当事者は、証人に対して文書を提出させるため、審尋期日又はその他の日に出廷することを命じる召喚状の発行を求めることができる。この命令に対する違反は、裁判所侮辱を構成する。</p>
<p>インジャンクション 民訴規則25等</p>	<p>関連する財産の検証許可、関連する財産からのサンプル抽出許可、関連財産上での実験許可、 ないしは実施する目的での当事者所有の土地又は建物への立入り許可、関連する財産の所在に関する情報提供、証拠保全のための、一方当事者に対する他方当事者敷地への立入り許可、訴訟開始前における文書開示または財産検証許可、第三者に対する文書開示または財産検証許可が可能。命令に対する違反は、裁判所侮辱を構成する。</p>

ドイツ

<p>文書提出命令 民訴法142条, 421条 ~ 427条</p>	<p>文書提出義務は、文書の所持者が当該文書を引用した場合又は私法上文書の提出や引渡を行う義務が定められている場合に認められる。裁判所は、立証事実の重要性、文書提出義務の疎明、文書の所持などを考慮して、申立てに理由があると判断すれば提出命令を発令する。提出命令に従わなかった場合には、訴訟上の制裁が用意されている。</p>
<p>独立的証拠調べ 民訴法485条以下</p>	<p>相手方当事者が同意した場合又は証拠の利用が困難になる場合には、訴訟手続の係属中又は訴訟手続外で、証拠保全として検証・証人尋問・鑑定を行うことができる。また、訴訟未係属の場合でも、当事者の一方が物の態様等の確定に法的利益を有するときは、鑑定人による書面の鑑定を行うことができる。</p>
<p>実体法上の情報請求権 民法259条, 商法384条, 特許法140b条など</p>	<p>実体法上の請求権は、民法典・訟法典などの中で個別に規定されている。実体法上の情報請求権を有する者は、義務者に対して、必要かつ可能な範囲で報告を求めることができ、義務者が義務を履行しない場合には、情報請求権のみを根拠に、訴えを提起し、執行・仮処分等を行うことが可能である。</p>

フランス

<p>文書提出命令 新民事訴訟法典138条 ~ 141条</p>	<p>一方当事者による申立て、裁判官による決定及び法的障害の不存在を要件として、文書提出義務が発生し、文書提出命令が発せられる。提出命令は仮に執行することができ、これに従わない場合には、間接強制をすることができる。</p>
<p>レフェレ</p>	<p>緊急の場合や被保全権利の存在が明白な場合に、両当事者の弁論を経てされる仮の裁判。緊急性がなくとも、紛争解決に必要な証拠の保全、証明を行う正当な理由があれば、訴訟係属前にレフェレの方式で又は一方当事者のみを審尋する「申請に基づく命令」の方式で、鑑定などの証拠調べを行うことができる。</p>
<p>侵害物件の差押え(Saisie-contrefaçon) 知的財産法典615-5条</p>	<p>知的財産権の侵害事実を立証するため、本案訴訟の係属中又は係属前に、侵害物の調査、確認を行ったり、侵害物そのものや、侵害物やその方法について記した文書を差し押さえること等が認められている。裁判所長によって任命された執行吏は、侵害物や方法を確認して目録に記載したり、侵害物を差し押さえることができる。</p>